

(報告書の記述に関する御意見)

御意見	関係箇所
防衛装備庁が指定を解除した特定秘密について、いつ指定されたものであるのか明記すべきである。	6 ページ 4 (2)
防衛装備庁が指定を解除した特定秘密について、英国側からの要請に基づき、あらかじめ特定秘密として指定したことについて、説明を加えるべきである。	6 ページ 4 (2)
運用基準に基づく通報の制度について、職員に対してどのように周知を図っているのか具体的に記載すべきである。	8 ページ脚注 14
指定を解除すべき条件が設定されている特定秘密について、行政機関ごとの件数を記載すべきである。	14 ページ脚注 24
特定秘密が記録された行政文書の保有状況について、同一行政機関内で、同一の内容のものを複数保有している場合は原則として 1 件として計上していることを説明すべきである。	19 ページ表 7 (注 1)
特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数について、実際に特定秘密の取扱いの業務を行っていない者も含まれることについて説明しておくべきである。	20 ページ脚注 30
特定秘密表示に関する是正の求めについて、その対象となった文書件数について追記すべきである。	22～23 ページ
本報告の対象期間外に判明した定期検査の結果であっても、他の行政機関に対する注意喚起等の観点から重要と考えられるものについては、本報告書の資料編に何らかの形で記載すべきである。	65 ページ資料 7 (注 1)
防衛装備庁の定期検査の実施時期について、本報告の対象期間外に及ぶものがあるので、その旨について説明を加えるべきである。	65 ページ資料 7 (注 2)

(運用に関する御意見)

御意見	関係箇所
<p>特定秘密保護法は施行から5年近くが経過し、この間、関係各国との間の情報交換が法施行以前に比べて格段に活発化していると聞く。日本周辺地域を始め国際的な安全保障環境が厳しさを増している中で、同法の順調な運用が一層重要性を増すものと考ええる。</p>	
<p>内閣府独立公文書管理監からの是正の求めや情報監視審査会からの意見・指摘に対して、改善措置が適切に行われていることも、本法の運用が順調に機能していることを示すものといえる。ただし、指摘された事項は、いずれも軽微な誤りとはいえ、軽率な扱いによって生じたと思われるものが多く、政府においてはより厳格な、緊張感を持った文書管理の指導に努めてもらいたい。これまでのところ、本法の施行によって報道機関の取材活動に関し特段の問題は生じていないと考えるが、国民の知る権利、報道の自由の尊重は民主主義社会の根幹をなすものであり、報道機関の信頼を損なうことのないよう、常に細心の注意を払うよう求めたい。その意味で、近年、国の行政機関における公文書のずさんな取扱いや関係部局内の意思疎通の機能不全ぶりが表面化したことは残念だった。これらの案件は特定秘密保護とは別種の問題ではあるが、文書管理全般について国民の不信を招くおそれがあるため、政府として事態を深刻に受け止め、各省への指導を強化してほしい。</p>	
<p>国際情勢の推移によって、また、国民の公文書管理問題に対する関心の高まりもあって、今後、独立公文書管理監及びそのスタッフの業務量が増えることが予想される。既に体制強化の検討が進められていると聞くが、友好関係にある各国の事例などを参考に、審査体制の充実に努めることを期待する。</p>	

<p>本年3月に決定された「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」により、政府全体として本格的な行政文書の電子的管理に移行することを目指すこととされた。他方で、特定秘密が記録された行政文書については、一般の行政文書には適用されない厳重な保全措置を講ずる必要があるところ、上記の方針との関係で、その電子的管理に関する基本的な考え方を数年以内に公表することを検討していただきたい。また、その際には、他国において機密情報に要する情報システム保全費用が巨額なものになっていることなどを踏まえ、継続的な予算措置が可能かといった行政上の効率性（費用対効果）の観点からの検討も加えていただきたい。</p>	
<p>本年3月に決定された「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」により、一般の行政文書の管理が厳格化されることを踏まえ、特定秘密文書についても、電子的管理が可能なものとそうでないものについて検討し、引き続き厳格な取扱いがなされるよう措置すべきである。</p>	
<p>特定秘密保護法の施行後5年を経過した場合における運用基準の見直しと検討については、各委員からの意見を早期に取りまとめるとともに、委員の意見交換ができる場を設けた方がよいと考える。</p>	
<p>行政文書の管理に関するガイドラインが改正され、「意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書」について原則として1年以上の保存期間を設定することが明記されるとともに、保存期間を1年未満として設定することが可能な文書の類型が示された。特定秘密を記録する行政文書についても、当然に公文書の管理等に関する法律等が適用されるところ、こうした原則と例外が逆転することのないよう徹底していただきたい。</p>	
<p>特定秘密を指定する権限を有する20の行政機関のうち、過去において一度も特定秘密を指定したことがない行政機関が9機関存在している。特定秘密の指定権限を有する行政機関が法施行後5年を経過した段階で指定を行っていなかった場合、特定秘密を指定する見込みがあつて権限を付与されたのに指定をしなかった理由を提出し</p>	

<p>て、委員が意見を言える機会を設けていただきたい。</p>	
<p>保護規程に基づく定期検査について、膨大な数の特定秘密文書を取り扱っている行政機関では、機械的・形式的な検査に終始し、適正な取扱いが徹底されないおそれもあるため、特定秘密文書の保有件数の多寡に応じて、定期検査の実施回数を含め、実効的な定期検査の方法について検討すべきである。</p>	
<p>以前から、適性評価が恣意的でないことを明らかにする手立てについて検討するよう指摘してきたところであるが、適合事業者（民間事業者）の従業者も対象となっており、調査事項にはセンシティブな情報も含まれることから、何らかの方法での透明性の確保は重要だと考えられるので、この点について、引き続き検討し、国会報告に記載すべきである。</p>	
<p>法律では指定の有効期間を「5年を超えない範囲内」と規定しており、運用基準においても、具体的な例示（2年、3年及び4年の例示）をした上で、「指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする」とされているにもかかわらず、ほとんどの特定秘密について5年の有効期間が設定されている。以前から、指定の有効期間を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間となっているか点検した上、より短期の有効期間を設定するよう指摘してきたところであるが、この点について引き続き検討し、国会報告に記載すべきである。</p>	
<p>以前から、指定を解除すべき条件について、運用基準に従い、国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性に基づく設定について具体的に検討するよう指摘してきたところであるが、このような条件の設定がなされていない状況にある。国民に特定秘密の指定解除請求が認められる制度となっていないこともあり、国民の利益を意識した設定をしていただきたい。また、引き続き、この点について検討し、国会報告に記載すべきである。</p>	
<p>政府は、参議院情報監視審査会によるサードパーティ・ルールが適用される特定秘密の提示に関する決議を受け、情報提供元の承諾を</p>	

<p>得て初めて当該文書を提出した。同審査会は、特定秘密における同ルールの適用の在り方と同審査会への提供に関する政府の判断基準等を真摯に議論してきたことから、具体的な提示がなされたことには意義がある。しかしながら、今回の提示のような制度的な検証の枠組みを超えて、このような提示を毎年のように実施すれば、提示について承諾を求める提供元との信頼関係を損なうおそれもあることから、今後の提供については慎重な判断をする必要があると考える。</p>	
<p>公文書管理について国民の関心も高まっていることから、内閣情報調査室が発出した事務連絡「内閣府独立公文書管理監による「特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書の中に行政文書ファイル管理簿に記載されるべきものがないか」の検証・監察について（通知）」については、内閣官房の「特定秘密保護法関連」のホームページで公開すべきである。</p>	